

標準報酬月額の上限が改定されました(厚生年金保険・退職等年金給付)

令和2年9月1日から、厚生年金保険と退職等年金給付の標準報酬月額の上限が改定されました。

なお、短期給付等の標準報酬月額の上限(第46級:139万円)に変更はありません。

(改定前)令和2年8月まで

標準報酬の等級		標準報酬の月額	報酬月額
厚生年金保険	退職等年金給付		
第31級	第30級	620,000円	605,000円以上

(改定後)令和2年9月から

標準報酬の等級		標準報酬の月額	報酬月額
厚生年金保険	退職等年金給付		
第31級	第30級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満
第32級	第31級	650,000円	635,000円以上